

○岡山県地方警察職員の名称を定める訓令

(昭和 30 年 6 月 30 日警察訓令第 8 号)

**改正** 昭和 36 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号 昭和 38 年 5 月 1 日警察訓令第 8 号  
昭和 45 年 7 月 30 日警察訓令第 17 号 昭和 49 年 3 月 22 日警察訓令第 6 号  
昭和 52 年 3 月 25 日警察訓令第 7 号 昭和 56 年 3 月 24 日警察訓令第 6 号  
平成 11 年 3 月 26 日警察訓令第 10 号 平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号  
平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号 平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号  
令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号

岡山県地方警察職員の名称を次のとおり定める。

1 警察官

警視は、岡山県警視とする。

警部は、岡山県警部とする。

警部補は、岡山県警部補とする。

巡査部長は、岡山県巡査部長とする。

巡査は、岡山県巡査とする。

2 警察官以外の職員は、岡山県警察行政職員、岡山県警察技術職員、岡山県警察少年育成官又は岡山県警察交通巡視員とする。

附 則

1 この訓令は、昭和 30 年 7 月 1 日から施行する。

2 岡山県地方警察職員の呼称に関する訓令(昭和 29 年岡山県警察訓令第 2 号)は、廃止する。

3 この訓令施行の際現に警視以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員は、別に辞令を発せられない限り、昭和 30 年 7 月 1 日付をもつて、それぞれこの訓令による階級又は職名に、同一の職務の級及び号給で任命されたものとする。

附 則(昭和 36 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 36 年 4 月 10 日より施行する。

附 則(昭和 38 年 5 月 1 日警察訓令第 8 号)

1 この訓令は、昭和 38 年 5 月 1 日から施行する。

2 この訓令施行の際現に、小使の職にある者はこの訓令施行の日において用務員に、従前の等級号で任命されたものとする。

附 則(昭和 45 年 7 月 30 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 45 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 22 日警察訓令第 6 号)

- 1 この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 49 年 3 月 31 日に岡山県警察技手の職にある者は、同年 4 月 1 日に別に辞令を発せられないときは、同日にそれぞれ岡山県警察電話交換技術員、岡山県警察運転技術員、岡山県警察さん孔技術員、岡山県警察タイピスト、岡山県警察模写電送技術員、岡山県警察印刷製本技術員、岡山県警察守衛、岡山県警察調理技術員及び岡山県警察用務員に命ぜられたものとする。

附 則(昭和 52 年 3 月 25 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日警察訓令第 6 号)

- 1 この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令施行の際、現に岡山県警察電話交換技術員、岡山県警察運転技術員、岡山県警察さん孔技術員、岡山県警察タイピスト、岡山県警察模写電送技術員、岡山県警察印刷製本技術員、岡山県警察守衛、岡山県警察調理技術員及び岡山県警察用務員の職にある者は、同日にそれぞれ岡山県警察技術員(電話交換)、岡山県警察技術員(運転)、岡山県警察技術員(オペレーター)、岡山県警察技術員(タイピスト)、岡山県警察技術員(模写電送)、岡山県警察技術員(印刷製本)、岡山県警察技術員(守衛)、岡山県警察技術員(調理)及び岡山県警察技術員(庁務)に任命されたものとする。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号)

この訓令中、第 3 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は平成 25 年 3 月 21 日から、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条及び第 11 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。